

第10回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和2年4月7日(火)

18:30~

場所 危機管理防災センター

本部会議室

1 開 会

2 知事発表

緊急事態措置の実施について

3 議 題

(1) 学校の再開について

(2) 買占め・価格上昇等の監視・指導体制

(3) 県施設の対応状況について

(4) 県主催のイベント等の取扱いについて

(5) 新型コロナウイルスの感染拡大リスクに備えた対応について

(6) 新型コロナウイルス対策の推進体制について

(7) 新型コロナウイルス感染症の発生動向について

4 閉 会

第10回新型コロナウイルス対策本部会議

出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
知事	大野 元裕	
副知事	砂川 裕紀	
副知事	橋本 雅道	
知事室長	小島 康雄	
報道長	真砂 和敏	
企画財政部長	堀光 敦史	
総務部長	北島 通次	
県民生活部長	山野 均	
危機管理防災部長	森尾 博之	
環境部長	小池 要子	
福祉部長	山崎 達也	
保健医療部長	関本 建二	
産業労働部長	加藤 和男	
農林部長	強瀬 道男	
県土整備部長	中村 一之	
都市整備部長	濱川 敦	
会計管理者	板東 博之	
公営企業管理者	高柳 三郎	
病院局長	小野寺 亘	代理
下水道事業管理者	今成 貞昭	
教育長	高田 直芳	
警察本部長	高木 紳一郎	
議会事務局長	下田 正幸	
監査事務局長	村田 暁俊	
人事委員会事務局長	阿部 隆	
労働委員会事務局長	奥山 秀	

埼玉県における緊急事態措置の実施について（案）

令和2年4月7日

本日、新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがありかつ全国的かつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、政府対策本部により、5月6日（水）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県においては、まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道網・高速道路に沿う形で感染者数が拡大しております。

そのため、首都圏一体となって、ヒト移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考えます。

そこで、本県として、法第18条に規定する基本的対処方針及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、5月6日（水）まで埼玉県全域に対して以下のとおり緊急事態措置を実施してまいります。

1. 県民の皆様に対して、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請いたします。【法第45条第1項適用】
2. 事業者の皆様に対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。
3. 県立学校（特別支援学校を含む）について、県教育委員会に対して休業を要請いたします。県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。
4. 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。買い占めや売り惜しみなどについては、躊躇なく対応してまいります。

県立学校の休業期間の延長について

令和2年4月7日

教育局

1 県立学校の休業期間の延長

第9回新型コロナウイルス対策本部会議において、県立中学校及び高等学校については、4月12日まで休業期間を延長し、4月13日からの再開を目指すこととし、また、県立特別支援学校については、児童生徒の健康管理や居場所の確保、家庭への負担を考慮し、万全な感染予防対策を徹底した上で、春休み終了後、予定どおり開校するとしていたところである。

本日、政府対策本部長から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、知事から教育委員会に対し県立学校の休業期間の延長等の措置を講ずるよう求められたところである。

このことを踏まえ、県立中学校及び高等学校については、5月6日まで休業期間を延長する。

県立特別支援学校についても臨時休業とし、期間は5月6日までとする。ただし、家庭での受け入れの準備等があるため、必要に応じて4月10日までは開校を可能とする。

2 入学式等

- ・入学式は、原則として万全な感染予防対策を徹底した上で実施する。
- ・県立中学校及び県立高等学校は、参加者を入学者と教職員に限り実施する。県立特別支援学校は、保護者の参加も認めるが最小限とする。
- ・参加者間のスペース確保や式全体の時間の短縮などの工夫をする。
- ・始業式は実施しない。

3 休業中の教育活動等

- ・学習支援や健康観察等の観点から、万全な感染予防対策を徹底した上で、必要最小限の登校日を設定する。
- ・児童生徒の運動不足やストレス解消のため、県立高等学校の校庭を活用する。

4 部活動

- ・部活動は実施しない。

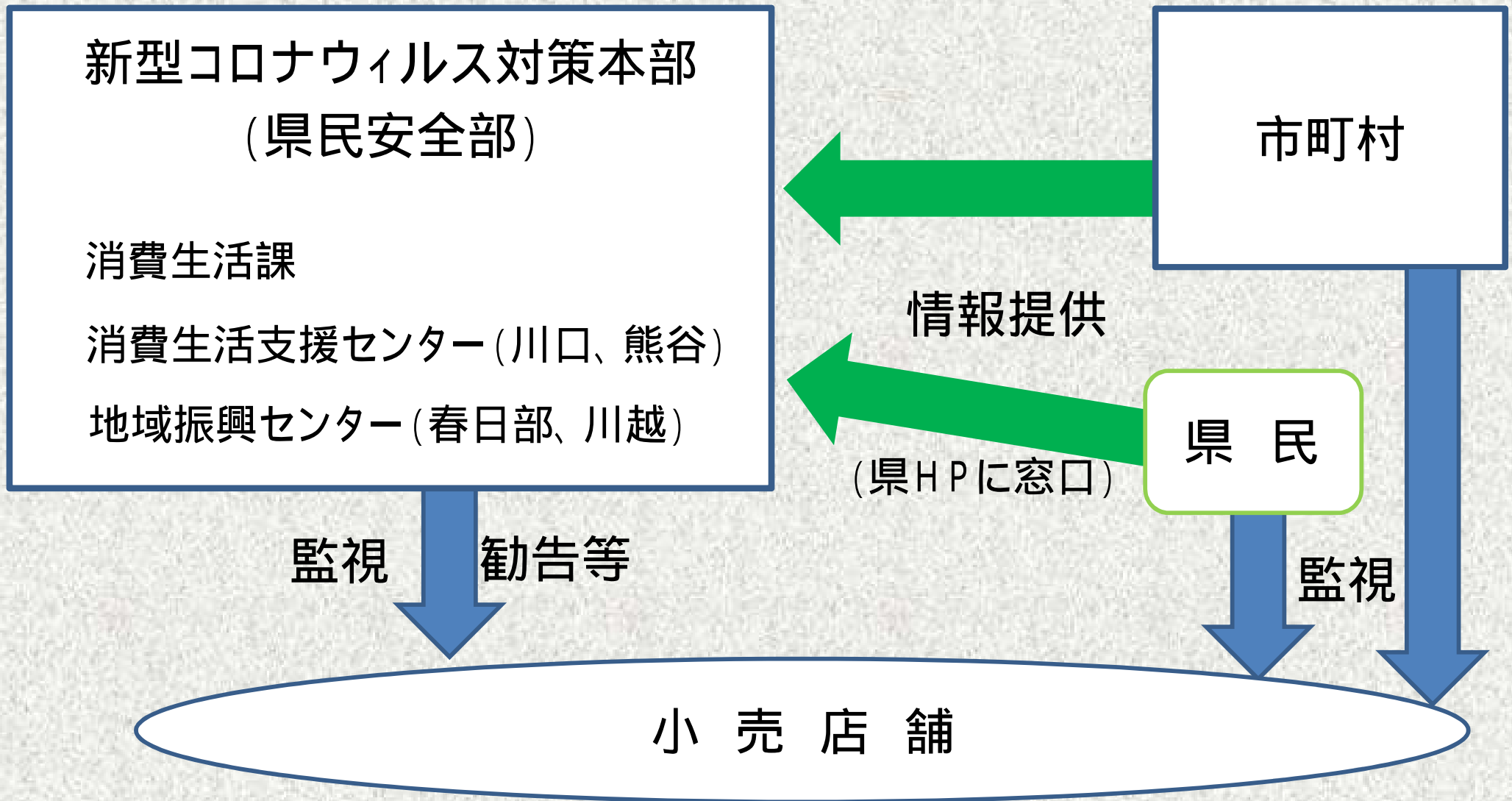
5 子供の居場所の確保

- ・特別支援学校については、やむを得ない事情がある場合、家庭から昼食を持参の上、保護者による送迎を原則として、児童生徒の受け入れを行う。

6 市町村教育委員会への要請

- ・各市町村教育委員会に対し、市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校について、5月6日まで休業するよう要請する。
- ・子供の居場所確保に必要な場合は児童生徒の受け入れを行うよう併せて要請する。

買占め・価格上昇等の監視・指導体制



買占め・売惜しみ、それに伴う価格上昇等が生じた場合の対応
特措法・消費生活条例等に基づく監視・勧告・公表を実施

4月8日以降の県施設の対応について

令和2年4月7日

県民生活部

改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、不要不急のヒトの移動を可能な限り抑制するため、

県施設のうち休館する施設を拡充（66施設* 89施設(別紙)）

休館の期限を延長（当面4月19日* 当面5月6日）

（*は4月2日発表時点）

前回本部会議で休館を見送った施設の取扱いは、以下のとおり。

施設区分	利用形態	施設名	今後の対応
県民の命と生活を守る施設	県立病院	循環器・呼吸器病センター がんセンターなど	引き続き休館を見送る
	福祉施設	社会福祉総合センター 精神保健福祉センターなど	
	就業支援施設	ハローワーク浦和サテライト、 若者自立支援センターなど	
県民生活の維持・継続に必要な施設	研修やセミナーに活用される施設	県民活動総合センター 埼玉会館など	<u>休館とする</u>
	産業振興施設	新都心ビジネス交流プラザ 埼玉県産業文化センターなど	
感染の恐れのない施設	開放空間での利用が行われる施設	大麻生ゴルフ場 長瀬射撃場など	<u>休館とする</u>

5月6日まで休館する県施設一覧(4月7日現在)

NO	施設名称	部局名	施設の問い合わせ先	備考
1	別所沼会館	総務部	048-861-5219	休館の方向で調整中
2	平和資料館	県民生活部	0493-35-4111	指定管理施設
3	埼玉県県民活動総合センター	県民生活部	048-728-7117	指定管理施設
4	埼玉会館	県民生活部	048-829-2471	指定管理施設
5	彩の国さいたま芸術劇場	県民生活部	048-858-5500	指定管理施設
6	男女共同参画推進センター	県民生活部	048-601-3111	相談事業については実施
7	生活科学センター	県民生活部	048-261-0993	指定管理施設
8	武道館	県民生活部	048-777-2400	指定管理施設
9	スポーツ総合センター	県民生活部	048-774-5551	
10	防災学習センター	危機管理防災部	048-549-2313	指定管理施設
11	環境科学国際センター	環境部	0480-73-8363	展示館を休館
12	埼玉県長瀬射撃場	環境部	0494-66-1111	指定管理施設
13	自然学習センター	環境部	048-593-2891	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
14	狭山丘陵いきものふれあいの里センター	環境部	04-2939-9412	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
15	さいたま緑の森博物館	環境部	04-2934-4396	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
16	環境整備センター	環境部	048-581-4070	施設見学を休止
17	障害者交流センター	福祉部	048-834-2222	指定管理施設
18	伊豆潮風館	福祉部	0557-51-1504	指定管理施設 4月4日から休館
19	県民健康福祉村	保健医療部	048-963-7111	指定管理施設 屋内のジム及びプール、屋外のテニスコートのナイター利用を休館。 屋外施設の利用は規制しない。
20	埼玉県産業文化センター (ソニックシティホール棟)	産業労働部	048-647-4111	指定管理施設
21	彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム	産業労働部	048-265-2500	運営委託
22	彩の国ビジュアルプラザ 公開ライブラリー	産業労働部	048-268-8000	運営委託
23	彩の国ビジュアルプラザ 映像ホール	産業労働部	048-265-2591	
24	新都心ビジネス交流プラザ	産業労働部	048-830-3908	
25	東部地域振興ふれあい拠点施設	産業労働部	048-734-3005	指定管理施設
26	西部地域振興ふれあい拠点施設	産業労働部	049-249-3777	指定管理施設
27	農林公園	農林部	048-583-2301	指定管理施設 木材文化館を休館
28	農業大学校販売実習棟	農林部	048-501-6845	
29	花と緑の振興センター	農林部	048-295-1806	展示コーナーを休館
30	水産研究所	農林部	0480-61-0458	観賞魚展示棟を休館
31	県民の森	農林部	0494-23-8340	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
32	みどりの村	農林部	0494-75-3441	指定管理施設 若者センター(小鹿野町所管)は休館
33	森林科学館	農林部	0494-56-0026	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
34	秩父高原牧場	農林部	0494-65-0311	モーモーハウス内の体験自習室は閉鎖 多目的トイレ・授乳室のみ解放
35	合角ダム管理所	県土整備部	0494-78-0285	展示室、ダムカード配布一時休止
36	権現堂調節池管理所	県土整備部	0480-43-2895	展示室、ダムカード配布一時休止
37	有間ダム管理所	県土整備部	042-979-0914	ダムカード配布一時休止 有間ダムには、展示室はありません
38	さいたまスーパーアリーナ	都市整備部	048-601-1122	指定管理施設 メインアリーナ・コミュニティアリーナ・展示ホール・TOIROを休館

別表

39	大宮公園	都市整備部	048-641-6391	直営施設・指定管理施設 小動物園を休園、(体育館は3/31で廃止) 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
40	上尾運動公園	都市整備部	048-771-4245	指定管理施設 体育館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
41	川越公園	都市整備部	049-241-2241	指定管理施設 フットボール場を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
42	所沢航空記念公園	都市整備部	04-2996-2225	指定管理施設 所沢航空発祥記念館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
43	こども動物自然公園	都市整備部	0493-35-1234	指定管理施設 動物園を休園
44	熊谷スポーツ文化公園	都市整備部	048-526-2004	指定管理施設 熊谷ドーム・体育館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
45	羽生水郷公園	都市整備部	048-565-1010	指定管理施設 さいたま水族館を休館
46	秩父公園	都市整備部	0494-25-1315	指定管理施設 音楽堂、野外ステージを休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
47	秋ヶ瀬公園	都市整備部	048-865-7966	指定管理施設 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
48	埼玉スタジアム2002公園	都市整備部	048-812-2002	指定管理施設 4/8からフットサルコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
49	吉見総合運動公園	都市整備部	0493-54-4701	指定管理施設 4/8からパークゴルフの利用休止を予定
50	吉川公園	都市整備部	048-955-2067 (みさと公園管理事務所)	指定管理施設 4/8から野球場等の屋外有料施設の利用休止を予定
51	しらこぼと公園	都市整備部	048-977-5111	指定管理施設 4/8から多目的グラウンド等の屋外有料施設の利用休止を予定
52	加須はなさき公園	都市整備部	0480-65-7155	指定管理施設 4/8からの多目的グラウンド等の屋外有料施設利用休止を予定
53	荒川大麻生公園	都市整備部	048-645-0570 (埼玉県生態系保護協会)	指定管理施設 4/8から多目的広場の利用休止を予定
54	権現堂公園	都市整備部	0480-53-1553	指定管理施設 4/8から球技広場の利用休止を予定
55	大久保浄水場	企業局	048-852-8841	施設見学を休止
56	庄和浄水場	企業局	048-746-4411	施設見学を休止
57	行田浄水場	企業局	048-559-3660	施設見学を休止
58	新三郷浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
59	吉見浄水場	企業局	0493-54-1484	施設見学を休止
60	水質管理センター	企業局	048-558-1051	施設見学を休止
61	柿木浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
62	吉見ゴルフ場	企業局	0493-54-2231	4月8日から営業を休止
63	大麻生ゴルフ場	企業局	048-533-7773	4月8日から営業を休止
64	妻沼ゴルフ場	企業局	048-588-8565	4月8日から営業を休止
65	荒川水循環センター	下水道局	048-421-5861	施設見学、マホールド配布を休止
66	元荒川水循環センター	下水道局	048-728-2011	施設見学、マホールド配布を休止
67	新河岸川水循環センター	下水道局	048-466-2400	施設見学、マホールド配布を休止
68	中川水循環センター	下水道局	048-952-3351	施設見学、マホールド配布を休止
69	古利根川水循環センター	下水道局	0480-22-3819	施設見学、マホールド配布を休止
70	新河岸川上流水循環センター	下水道局	049-224-2741	施設見学、マホールド配布を休止
71	市野川水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マホールド配布を休止
72	荒川上流水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マホールド配布を休止
73	小山川水循環センター	下水道局	0495-21-7997	施設見学、マホールド配布を休止
74	歴史と民俗の博物館	教育局	048-641-0890	
75	さきたま史跡の博物館	教育局	048-559-1111	
76	嵐山史跡の博物館	教育局	0493-62-5896	

別表

77	近代美術館	教育局	048-824-0111	
78	自然の博物館	教育局	0494-66-0404	
79	文書館	教育局	048-865-0112	
80	川の博物館	教育局	048-581-7333	指定管理施設
81	熊谷図書館	教育局	048-523-6291	
82	久喜図書館	教育局	0480-21-2659	
83	加須げんきプラザ	教育局	0480-65-0660	
84	大滝げんきプラザ	教育局	0494-55-0014	
85	長瀬げんきプラザ	教育局	0494-66-0177	指定管理施設
86	小川げんきプラザ	教育局	0493-72-2220	指定管理施設
87	神川げんきプラザ	教育局	0495-77-3442	指定管理施設
88	名栗げんきプラザ	教育局	042-979-1011	指定管理施設
89	さいたま文学館	教育局	048-789-1515	指定管理施設

○休館状況は各施設によって異なります。(建物自体は開館しているなど)

○詳細については、施設へお問い合わせください。

県主催イベント等の取扱いについて

令和2年4月7日

危機管理防災部

新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、5月6日まで県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、入学式などこの期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示す「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考に適切な措置を講じる。

指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

緊急事態宣言発令を踏まえた感染リスク低減対策

令和2年4月7日
総務部

1. 感染者を出さないための対応

- 職員同士の接触機会を低減するため、時間的又は空間的に重なる機会を減らすよう検討

(1) 時間的分離：時差通勤、テレワーク（在宅勤務）

（勤務時間の割り振りイメージ）



(2) 空間的分離：2チーム制、テレワーク（在宅勤務）

空いた会議室の活用、パーティションの設置、
机と机との間隔を空けること

2. 感染者が出た場合への準備

- 他の職員でも対応できるように、一人ひとりの業務を見える化
- 見える化の取組を踏まえ、所属内で業務の再割振を実施
- 最少人員の体制も見据え、先送り可能な業務について選定
- 感染者等が増加した場合に備え、部内で応援体制を事前に構築

新型コロナウイルス対策の推進体制について

令和2年4月7日
危機管理防災部

1 対策本部の組織

関連部門の連携を強化し、より実践的な体制とする。

(1) 統括総局

統括部・・・本部の運営、外出自粛要請 など

渉外財政部・・・国への要望、新型コロナウイルス対策予算 など

議会部・・・議会に関すること

(2) 医療総局

医療部・・・病床確保、院内感染症対策、中軽症者施設運用、
オンライン受診の促進、クラスター対策・疫学調査、
ホワイテ施設確保、PCR/検査管理・増強、
患者トリアージ（以上、追加） など

救援福祉部・・・社会福祉施設の新型コロナウイルス対策 など

(3) 県民サービス総局

県民安全部・・・生活関連物資等の価格の安定措置、
買い占め・売り惜しみ対策（追加） など

食料部・・・食料の調達、管理 など

物資部・・・特定物資の売渡しの要請等（統括部から移管）
呼吸器・消毒薬・防護服の調達（追加） など

環境対策部・・・廃棄物の処理、その他環境保全 など

輸送部・・・緊急物資の運送の要請・指示（統括部から移管） など

文教部・・・県立学校、市町村教育委員会の新型コロナウイルス
対策 など

(4) 経済対策総局

経済対策部（新設）・・・中小企業対策、金融対策 など

2 執務体制

危機管理防災センターに関係部局の職員を配置し、情報を密に共有しながら
総力を挙げて対策に取り組む。

新型コロナ対策緊急事態宣言下での対応体制について

新型コロナウイルス対策緊急事態宣言に伴い関連部門の連携を強化し、より実効的な体制とするため「埼玉県新型インフルエンザ等対策本部要綱」の別表第1を下表のとおり改編する。

総局名	本部要綱対応部	部間で移管する「主な分担事務」	追加する事務
統括総局	統括部		
	渉外財政部		
	議会部		
医療総局	医療部・救援福祉部		院内感染症対策
			ホワイト施設確保
			病床確保
			中軽症者施設運用
			PCR/検査管理・増強
			オンライン受診の促進
			患者トリアージ
			クラスター対策・疫学調査
県民総局	県民安全部		買占め・売り惜しみ対策
	食料部		
	物資部	特定物資の売り渡しの要請等に関する事(統括部から移管)	呼吸器・消毒薬・防護服の調達
		物資部は農林部並びに環境部で共管とし、本感染症対策に限り、産業労働部の任としない	
	環境対策部		
	輸送部	緊急物資の運送の要請・指示に関する事(統括部から移管)	
文教部			
経済総局	新設		中小企業対策
			金融対策

応援部については、本部の指示に従い、全庁体制の応援に回る。

本部機能を危機管理防災センターに集約し、情報共有を図りながら総力を挙げて対策に取り組む。

埼玉県新型インフルエンザ等対策本部要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年埼玉県条例第18号）で定める埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 埼玉県の全ての職員は、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、本部の活動に尽力しなければならない。

第2章 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部

(設置及び廃止)

第3条 本部は、法第15条第1項の規定により内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されたときに設置するものとする。

2 本部は、法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときに廃止するものとする。

(本部長、副本部長、本部員及び副本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
- (2) 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、教育局教育総務部長、警察本部長、知事室長、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長
- (4) 新型インフルエンザ等対策副本部員（以下「副本部員」という。） (3)を除く各部局の部長級又は副本部長級職員

(本部会議)

第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策（法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、本部員の職務を代理する。
- 5 本部長は、国の職員その他本部員又は副本部長以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

第3章 部

(部の組織及び職制)

第6条 本部に、新型インフルエンザ等対策を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

- 2 部に部長、副部長を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班を置く。班には班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

(各部の構成)

第7条 本庁の課、及び地域機関は、平常時の部局の長が属する別表第1の部に属することとする。

- 2 地域機関は、前条第2項の部長の指揮監督のもとに行われる平常時の部局の長の指示により、所管する業務における新型インフルエンザ対策その他必要な業務を、各地域機関において実施する。

(本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員を置くこととし、本部員が指名する。

- 2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

(統括部職員等の派遣)

第9条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を円滑に実施するため、別表第1に規定する統括部から各部に、また、各部から統括部又は医療部に職員を派遣することができる。

(部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

第4章 新型インフルエンザ等対策

(職員の配備体制)

第11条 新型インフルエンザ等対策を実施する職員の配備体制は、次のとおりとする。

- (1) 本部を設置して新型インフルエンザに関する情報の収集、及び県内発生や緊急事態措置（法第2条第3号に規定する緊急事態措置をいう。以下同じ。）に備えた必要な対策等を実施する体制 警戒体制
- (2) 本部を設置して県内での発生に対応し、又は緊急事態措置を実施する体制 非常体制

配備体制の区分	配備基準	活動内容
警戒体制	海外又は本県以外の国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び本部が設置された場合	情報の収集、及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。
非常体制	県内で新型インフルエンザ等が発生した場合、又は法第32条第1項に基づき県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された場合	新型インフルエンザに対応することとしている全ての人員で県内での発生に対応し、又は緊急事態措置を実施する。

(動員計画)

第12条 前条の配備体制における職員の動員計画については、部長に充てられる者が、別表第2に掲げる動員基準に従い、それぞれ別に定める。

2 前項の動員計画には、部の業務の必要に応じて、地域機関を含めて定めるものとする。

(応援の要請)

第13条 本部員は、配備職員をもって十分な新型インフルエンザ等対策を実施できないときは、本部長に応援を求める。

第5章 雑則

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行の日から施行する。

別表第1（第6条、第8条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な分担事務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長 保健医療部副部長	<p>本部の運営に関する事</p> <p>国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関する事*</p> <p>他の都道府県への要請及び連絡調整に関する事*</p> <p>部間等の新型インフルエンザ等緊急事態措置の調整に関する事</p> <p>市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関する事*</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関する事*</p> <p>外出自粛の要請に関する事</p> <p>興行場、催物等の制限等の要請・指示に関する事</p> <p>緊急物資の運送の要請・指示に関する事*</p> <p>特定物資の売渡しの要請等に関する事*</p> <p>報道機関に対する発表に関する事*</p> <p>新型インフルエンザ等に関する広報全般に関する事*</p> <p>インターネット等による情報発信に関する事*</p> <p>※印：医療部が実施する医療上の業務に関する事、又は医療関係事業者に関する事を除く。</p>
医療部	保健医療部長	保健医療部副部長 病院局長	<p>統括部の分担事務で※印のあるもののうち、医療上の業務に関する事又は医療関係事業者に関する事</p> <p>本部の設置に関する事</p> <p>新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関する事</p> <p>帰国者・接触者の相談に関する事</p> <p>医療提供体制の確保に関する事</p> <p>感染症法に基づく措置等に関する事</p>

			<p>特定接種、及び住民の予防接種に関すること</p> <p>医薬品等の確保、供給に関すること</p> <p>埋・火葬の調整に関すること</p> <p>医療関係団体との連絡調整に関すること</p> <p>県立病院における医療に関すること</p> <p>その他医療に関すること</p>
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	<p>国への要望に関すること</p> <p>全国知事会、関東地方知事会等に関すること</p> <p>新型インフルエンザ等対策予算に関すること</p> <p>その他渉外財政に関すること</p> <p>防災基地の開設及び運営に関すること</p>
総務部	総務部長	総務部副部長	<p>職員の健康等に関すること</p> <p>私立学校の新型インフルエンザ等対策に関する こと</p> <p>庁舎における感染防止対策に関すること</p>
県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	<p>海外渡航者への注意喚起及び情報提供に関する こと</p> <p>生活関連物資等の価格の安定措置に関すること</p>
食料部	農林部長	農林部副部長	<p>食料の調達に関すること</p> <p>物資（食料）集積地の指定及び管理に関する こと。</p> <p>応援物資（食料）の受入れに関すること</p> <p>特定物資（食料）の仕分け、配分に関する こと</p> <p>その他物資（食料）に関すること</p>
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	<p>物資（生活必需品）の調達に関すること</p> <p>物資（生活必需品）集積地の指定及び管理に 関すること</p> <p>応援物資（生活必需品）の受入に関する こと</p> <p>特定物資（生活必需品）の仕分け、配分 に関すること</p> <p>その他物資（生活必需品）に関する こと</p>
環境対策部	環境部長	環境部副部長	<p>廃棄物の処理に関すること</p> <p>その他環境保全に関すること</p>
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長	<p>新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策に かかる市町村への要請に関する こと</p> <p>社会福祉施設の新型インフルエンザ等対策に 関すること</p> <p>その他救援に関する こと</p>

輸送部	会計管理者	契約局長	緊急物資の輸送（運送）に関すること 輸送（運送）事業者との連絡調整に関すること 輸送（運送）手段、燃料に関すること 交通情報に関すること その他輸送（運送）に関すること
文教部	教育総務部長	県立学校部長 市町村支援部長	県立学校・市町村教育委員会の新型インフルエンザ対策に関すること その他教育に関すること
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関すること
応援部	県土整備部長	都市整備部長 企業局長 下水道局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関すること

注) 統括部の※印の分担業務のうち、医療上の業務に関すること、又は医療関係事業者に関することを医療部が実施したときは、医療部は、遅滞なく統括部へ報告し緊密な連携を図るものとする。

別表第2（第11条関係）

職員の動員基準

部 名	警戒体制（人）		非常体制（人）	
	本庁	地域機関	本庁	地域機関
統括部	5	0	13	0
医療部	18	44	40	142
渉外財政部	2	4	5	10
総務部	2	0	19	0
県民安全部	2	0	18	5
食料部	2	0	2	0
物資部	2	0	2	0
環境対策部	2	0	6	0
救援福祉部	2	0	23	6
輸送部	2	0	2	0
文教部	2	0	13	6
議会部	2	0	2	0
応援部	8	0	8	0
計	51	48	153	169
	99		322	

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況

1 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談（4月5日現在）

（1）県相談窓口

- ア 開設日：令和2年1月24日（金）
- イ 体制：平日日中（各保健所）土日祝日中（保健医療政策課）夜間（ 7 1 1 9 ）
- ウ 相談件数： 47,342（100）
- エ 主な相談：感染不安 10,976（13）
受診先確認 16,061（34）
- オ 帰国者・接触者外来紹介： 554（7）

（ ）内は4月5日の相談件数

（2）県民サポートセンター

- ア 開設日：令和2年3月1日（日）
- イ 体制：24時間
- ウ 相談件数： 27,138（1,147）
- エ 主な相談：受診先確認 8,768（485）
感染不安 7,269（343）
- オ 保健所への引継ぎ： 3,595（168）

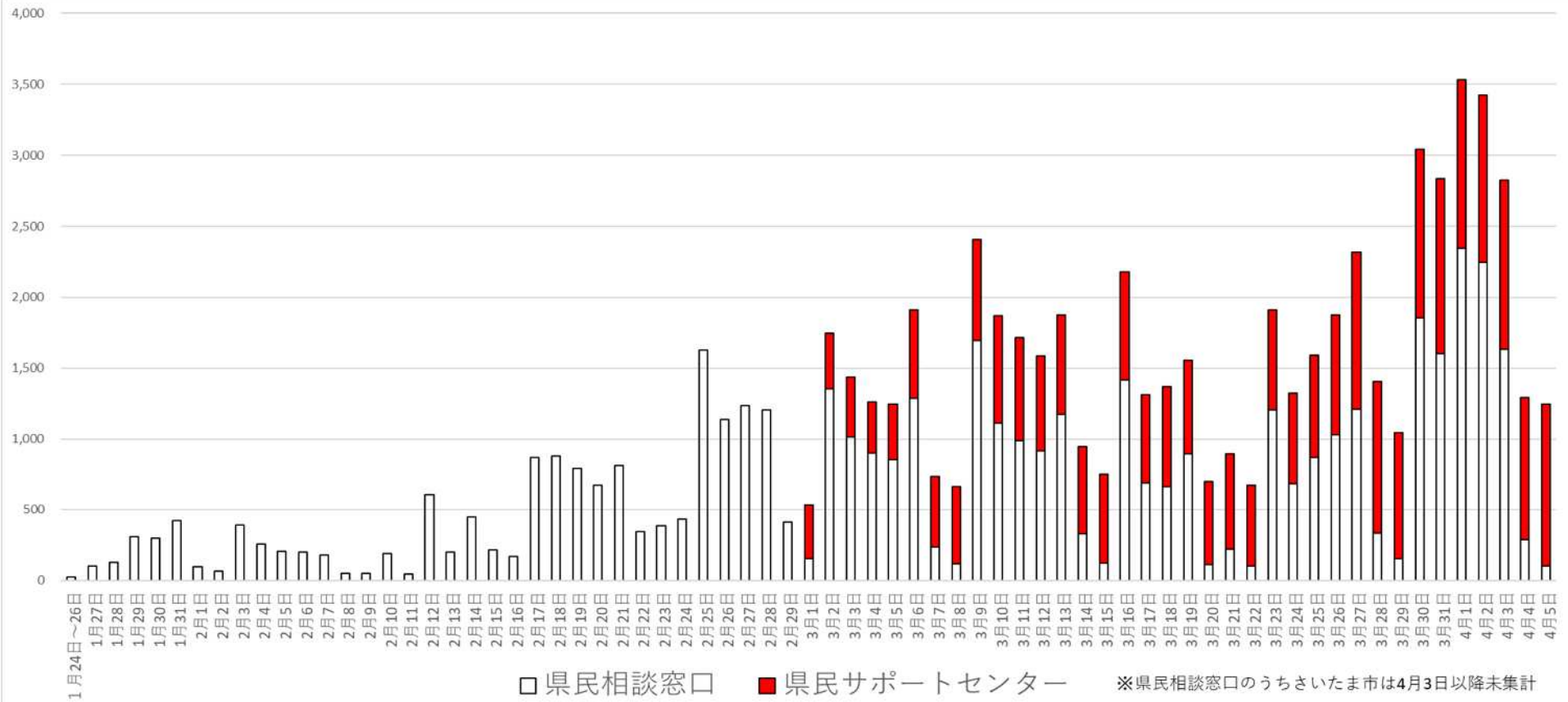
（ ）内は4月5日の相談件数

2 帰国者・接触者外来での診療者数（2月5日～4月5日）

	外来受診患者数〔人〕	（ 内 訳 ）			外来受診患者数のうち	
		相談センターからの紹介			新型コロナウイルス感染症又は疑いとして入院した患者数〔人〕	PCR 検査実施件数
		有	無	不明		
計	811	481	292	38	106	615
	(6)	(3)	(2)	(1)	(0)	(3)

（ ）内は4月5日の件数

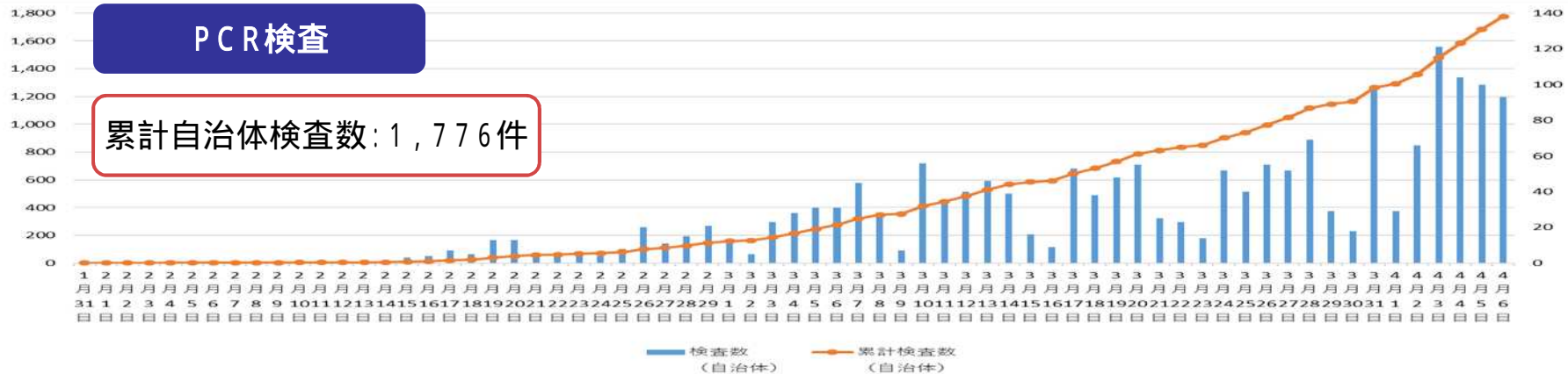
電話相談の状況



PCR検査・陽性者数等の現状

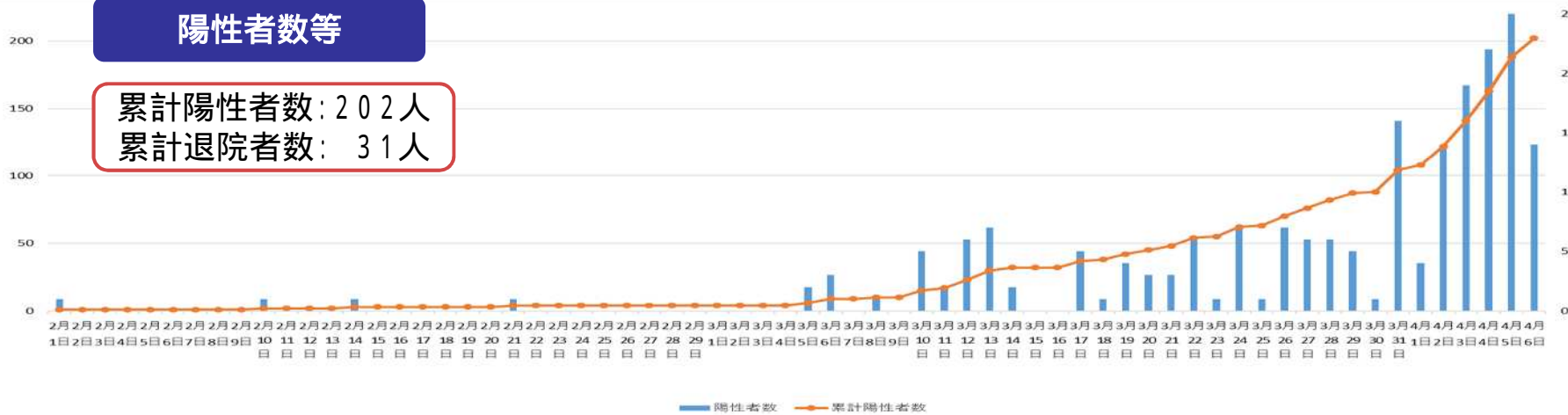
PCR検査

累計自治体検査数：1,776件



陽性者数等

累計陽性者数：202人
累計退院者数：31人



新型コロナウイルス感染症陽性者埼玉県内市町村別分布

令和2年4月6日 20時00分 現在

